

2020/10/30

関係各位

公益社団法人日本ニュービジネス協議会連合会(JNB)

会長 池田 弘

副会長 松田 修一

緊急提言 『縦割り行政や規制の弊害行政手続き』における提言

緊急提言

I. 問題意識

今般の「コロナウイルス感染症」に対する助成金などの手続きについては、その要件が複数の省庁にまたがった場合、各都道府県での受付窓口が複数になることや、助成金等の種類も多くなり、煩雑さに加え、その内容が分かりづらいことが多く見受けられました。広く国民社会に浸透し、多くの企業や国民が容易に利用(申請)出来るように、助成金等の広報や申請受付窓口を一本化することが急務と考えます。

行政機関はいわゆる「前例」として決まったことに対して、運用上不都合があると認識した場合でも、改善をしてこなかったツケが今回表面化されたのではないのでしょうか。

デジタル庁の設置により行政手続きの効率化が図られることに期待しつつも、既に出遅感があり、また国民一人一人にとってもデジタル弱者が多く存在します。以上の観点も含め、下記のとおり提言致します。

II. 提言

弊連合会会員から要望が多かったものを下記の通り提言としてまとめましたので、呈出いたします。

〔提言1〕中央政府と地方行政の格差是正

省庁の手続きは Web 対応が行き届いており手続きの簡素化がみられますが、地方行政においては予算も限られていることから、手続きが書類の郵送であったり、書面にて持参する申請のみの自治体が未だに現存します。例えば「市町村の窓口」は個人の証明書等受け取る場所、「法務局」は法人の証明書等受け取る場所と別れています。申請や受取場所を統一するか、この機会に地方でもネット申請と、電子証明書を容易に受け取れるよう、地方自治体へのノウハウの共有や設備増強を踏まえた財源移譲を求めます。

〔提言2〕行政手続きの煩雑性と調整的役割機能の必要性

例えば学校への導入検討となると、施設課/環境課/学校教育課/財政課それぞれの同意、合意が必要となり、どの課でも主体的に動かない(動けない?)ことで検討には程遠い現実があります。また、ものづくりやビジネスモデル特許申請の場合、例えば医療用ロボット、電子カルテなど承認が各省庁に跨るようなビジネスについては助成金の申請等に障壁を感じます。

特区構想に関しても、申請内容に対して十分な知見を有しない部署にて審査が行われるといった問題があり、新しいコンセプトが理解されず事業化が困難になる場合も見受けられます。調整的な役割を担う機能を求めます。

〔提言3〕専用サイトや基本情報の1本化と各種事例について

コロナ支援策については、各省庁や地方自治体のHPなどから各々の支援策を拾わなくてはならず、非常に分かりにくい状況でした。

また各種申請フォーマットもバラバラであったことから、例えば基本情報は一つ入力すれば、他の支援策の時もそのデータが使えるなど、利便性を考えた作りが求められます。また支援策だけでなくコロナ専用のサイト(窓口の立ち上げ)を見れば、あらゆる情報(病気や支援)が受け取れるようになることを求めます。なお、下記にそれぞれの事例を明記します。

1. 国及び都道府県における物品購入等競争入札について

入札案件に応募するにあたっては、事業者登録が必要であり、どの行政庁や都道府県庁であっても、登記簿謄本・印鑑証明書の提出はもとより、会社の財務状況の記入など何度も同じものをその行政庁ごとに提出させられており、重複かつ煩雑さがあります(初めての登録時だけでなく、更新時についても同様)。

謄本も印鑑証明もそのたびに取得費用と手間がかかっているため、財務データなど取りまとめる機関を設置し、その機関に登録していれば、各行政庁が照合するようになれば、一度で済むはずで、登録データ取りまとめ機関の設置を求めます。

2. 自動運転等車両の実証実験に関する届け出について

実験車両の登録にあたっては、国交省に届け出をしてナンバープレートを取得、公道で走行するための登録も国交省で行う必要があるが、実際の道路走行にあたっては、警察庁・警視庁への届け出が必要になります。ワンストップセンターができつつあるものの、全国展開が望まれます。

なおこれらの登録作業は全て、書類ごとに窓口への持ち込み(郵送も一部にはあるものの実際には使えない)となっており、デジタル化も求めます。

3. 地方裁判所の判例について

地裁の判決データについては弁護士のみ閲覧権限が認められており、またその閲覧にあたっては、その裁判所に行かなければ見ることができないと聞いております。

(広島地裁の判決文を見たい場合には、広島地裁に行かないと確認することができない)電子化と情報公開を求めます。

4. 鉄道並びに駅の安全性向上について

駅及び駅付近の安全性を高めてもらうために、ホームドア並びに、改札付近の道路(私道)の舗装、改札口の増設についての陳情に行った。その際、ホームドアといった鉄道や駅の安全については都道府県の管轄、私道の舗装についてはJR及び国土交通省、改札口の増設及びそのための陸橋については、市町村の管轄との回答がありました。どれも駅の利用者並びに付近住民の安全性・利便性に関わることにも関わらず、国・県・市に管轄が跨っているため、一元化を求めます。

5. 海岸沿いの管理について

海岸は国、保安林は県、その他は市等と異なっており、地域活性化の観点で開発の検討を行う際に一体的な活動が行いづらい状況です。

市としては国や県と連携するという回答は頂けるものの、管理主体が別組織ということもあり、時間がかかるだけでなく全体的にスムーズに進まない状況となっています。

その為、窓口及び管理は全て市に一本化して、市が国や県と調整をして頂けるような仕組みを求めます

以 上